

漁業技能実習事業協議会決定第6号
平成29年12月13日

最終改正：平成30年7月27日漁業技能実習事業協議会決定第5号

養殖業職種・作業に係る漁業技能実習事業協議会証明書（団体監理型技能実習）
交付要領

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成29年農林水産省告示第937号）及び養殖業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等（平成29年漁業技能実習事業協議会決定第3号。以下「3号決定」という。）の規定を実施するため、養殖業職種・作業に係る漁業技能実習事業協議会証明書の交付に関し次のように定める。

（証明書の交付申請）

- 第1条 監理団体は、技能実習計画概要（様式第1号）及び労働協約書（労使確認書を含む。次項において同じ。）の写しを、E-mailにより、養殖業技能実習制度地域監理委員会（以下「地域監理委員会」という。）の事務局に提出する。
- 2 前項に規定する提出物のファイルの種類は、次に掲げるとおりとする。
- 一 技能実習計画概要 Microsoft Excel ワークシート (.xlsx)
 - 二 労働協約書の写し Adobe Acrobat Document (.pdf)
- 3 地域監理委員会の事務局は、監理団体が自らに加入していること及び技能実習計画概要の内容に不備がないことを確認のうえ、全国漁業協同組合連合会を経由して、毎月15日又は末日の期限までに、E-mailにより、一般社団法人大日本水産会事業部業務課（次条において「大日本水産会」という。）に提出する。

（証明書の交付）

- 第2条 大日本水産会は、次に掲げる事項を確認のうえ、全国漁業協同組合連合会を経由して、団体監理型実習実施者に、特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領（平成29年法務省・厚生労働省・水産庁公表）に規定する団体監理型技能実習に係る証明書（養殖業参考様式第1号）を速やかに交付する。
- 一 監理団体が3号決定第1条の措置を講じていること
 - 二 団体監理型実習実施者が3号決定第2条の措置を講じていること
 - 三 地域監理委員会が3号決定第3条第1項の体制を確保していること
 - 四 複数の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を実施するための体制が、複数の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を適正に実施するための体制の確認（漁業技能実習事業協議会決定第4号）別紙において確認されていること

2 大日本水産会は、証明書を交付したときは、証明書交付記録簿（様式第2号）に記録し、当該証明書に係る技能実習の期間、これを保存する。

附 則（平成30年7月27日漁業技能実習事業協議会決定第5号）
この改正は、平成31年4月1日から適用する。

